

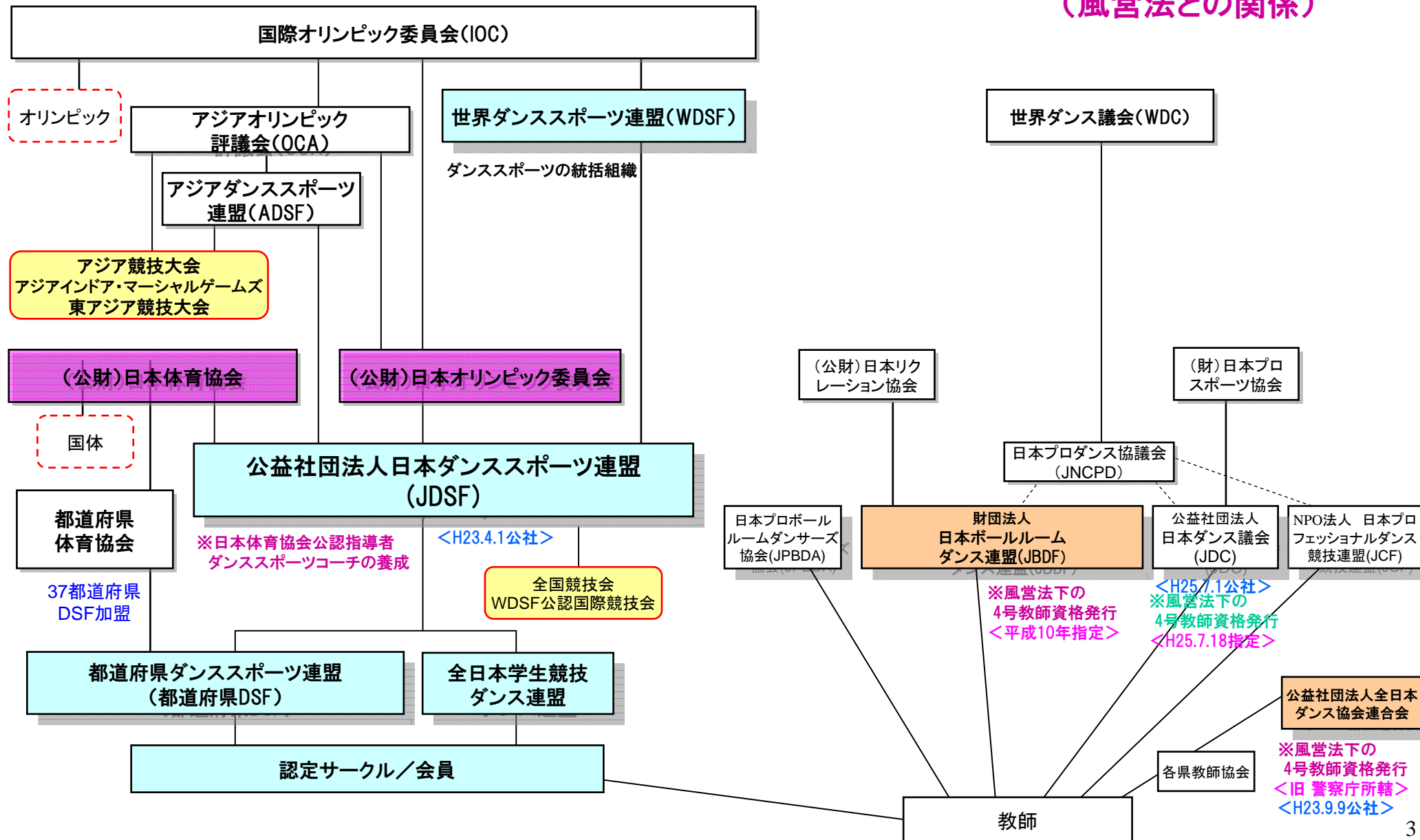
ダンススポーツ(社交ダンス) 風営法のダンス規制改革について

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟(JDSF)

専務理事 山田 淳

オリンピック・ムーブメントとダンススポーツ関連組織

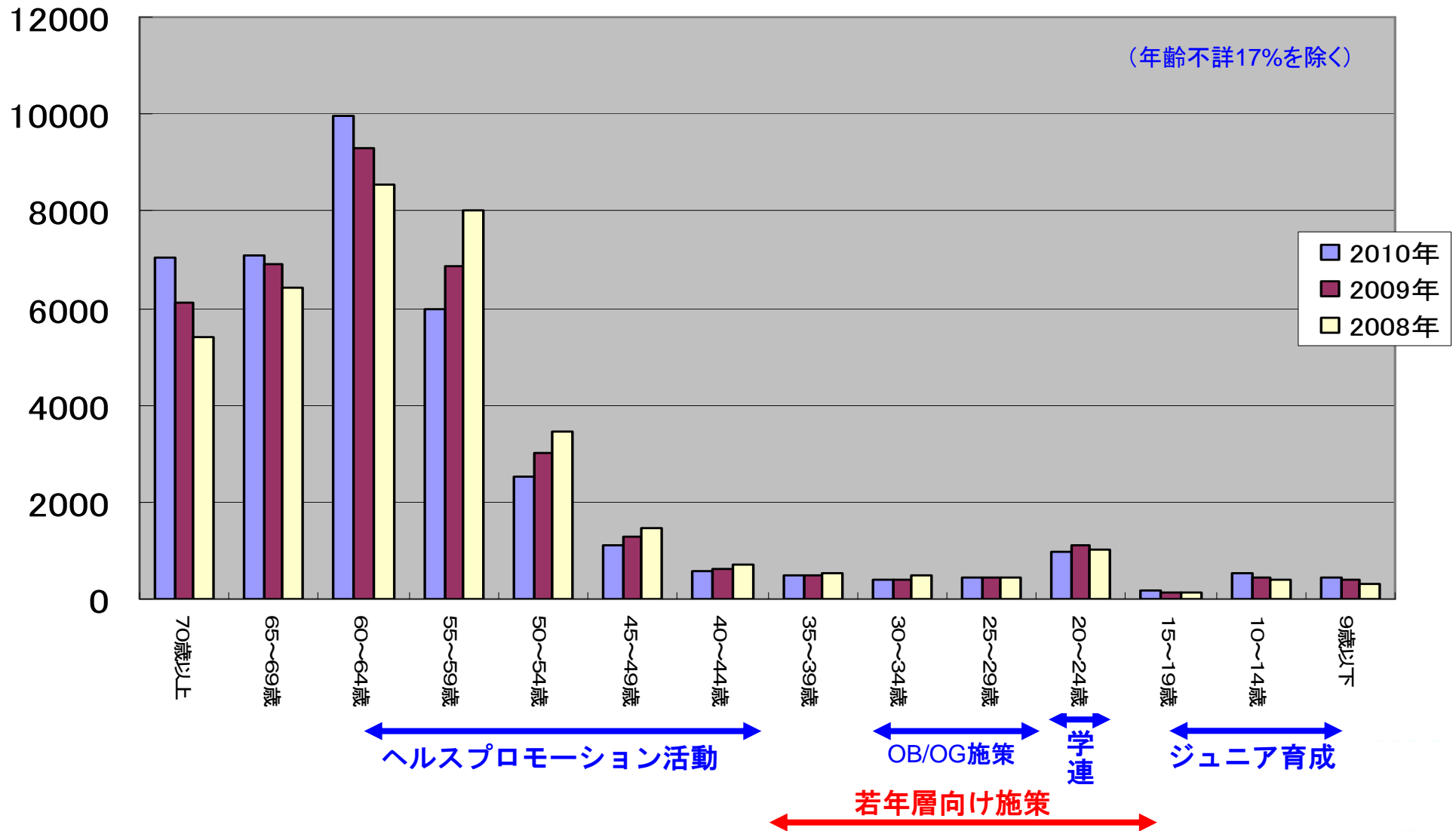
(風営法との関係)



ダンススポーツ人口の高齢化と減少

JDSF会員 年齢別構成(参考)

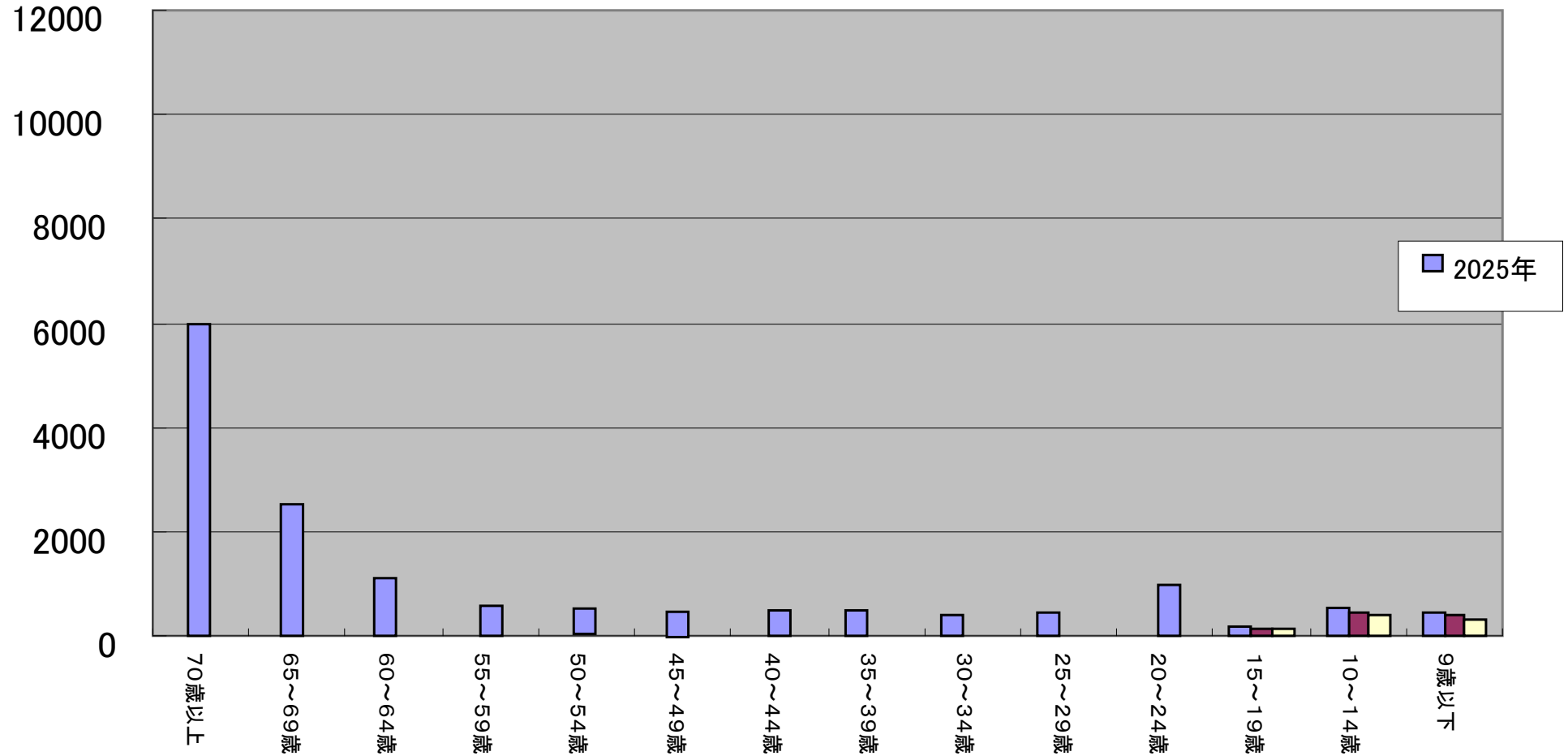
平成23年3月



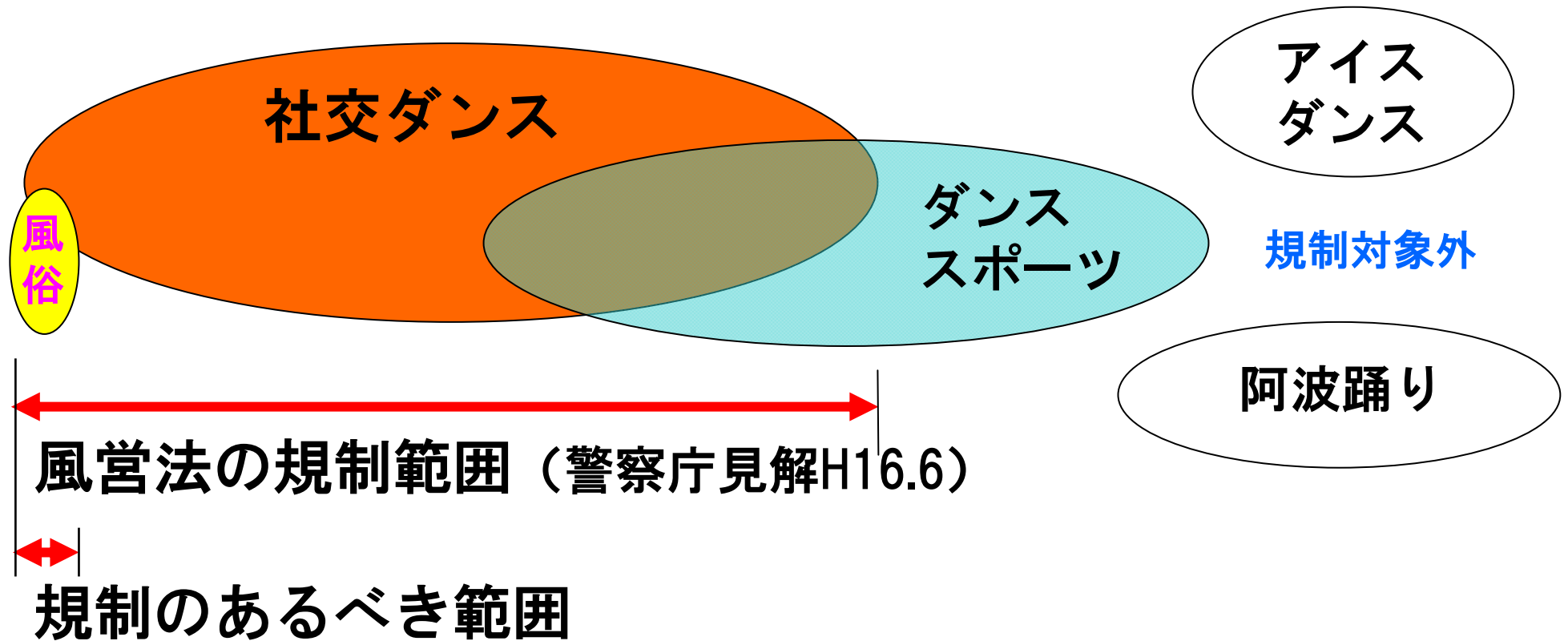
ダンス人口の高齢化と減少

JDSF会員 年齢別構成(参考)

(入退会が差引ゼロと仮定した場合)



風営法のダンス規制の範囲



- ★問題のダンスと区別がつかないので社交ダンスは全て規制対象
(あなた方のダンススポーツは問題ないがダンススポーツなら良いとは言い切れない)
- ★社団法人JDSF本体の活動は風営法の対象とは考えていない
- ★しかし末端の認定サークル活動までは良いとは言えない（H16.6）

風営法のダンス規制と解釈の変化

- **平成10年の法改正**（4号営業については、場所から教師資格へ）
 - ⇒ 公民館ダンスへの影響（場所の取り合い⇒4号営業教師による妨害）
 - ★1円でも経費以上の徴収をする行為の反復＝営業 ⇒ 違反
（経費以外とらなければ問題ない）
- **平成16年の警察庁見解**
 - ★風営法の対象とならないと考えられるダンスが活発に行われている
 - ★営利性の判断基準：**社会通念上の謝礼**については問題ない
 - ★善良の風俗と清浄な風俗環境に与える影響、少年の健全育成に障害を及ぼすおそれを踏まえつつ判断（**一つ一つ判断**）
- **平成23年の警察庁見解**
 - ★内閣府に認められた公益法人の公益事業については、
風営法の対象とならない

風営法のダンス規制による弊害（4号営業）

- 1) 一部の不健全な営業を取締るためにダンス営業全体を厳しく規制してしまっている（音楽の受容や身体表現＝ダンス 規制は時代錯誤）
 - ⇒ JOC選手強化すら自由にできない
 - ⇒ 「風俗」のイメージダウンや法の規制で大手企業の参入取りやめ事例
- 2) 風営法の記述と警察庁裁量行政とのギャップが大きすぎ（原則禁止しておき、見逃す判断 ⇒ 現場でトラブルが絶えない）
 - ⇒ 兵庫県の例、高知市の例、大阪市の例 ⇒ 4号教師による名義貸し
- 3) 4号教師資格の矛盾（昔の社交ダンスしか想定されていなかった）（例：社交ダンス全国組織でないと資格団体として認められない）サルサ（World Games正式種目）、タンゴ、その他新たなダンスは全国組織ができるほど普及するまで教授できない（無許可営業をせざるを得ない）
 - ⇒ 日本では社交ダンス以外のダンスを法的には普及できない

■ 4号は風営法から削除されるべき

施設利用に係る社交ダンスの取扱について (2012. 8. 1)

標記の件について、市が確認をおこなったところ、社交ダンスの運営については、風俗営業法の規制対象となることが判明しました。

つきましては、高知市南部健康福祉センターの施設(貸室)を使用される場合には、留意事項に沿って手続きさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以下は、市から南部健康福祉センターへの周知文書の抜粋です。

※高知警察署生活安全課の見解は次のとおり

会費	有資格指導者	風俗営業法の規制対象
有	有	対象外
	無	<u>対象</u>
無	有	対象外
	無	対象外

・施設を貸出す場合には、下記の点に留意する必要があります。

※ 指導者資格証を必ず確認し、写しを取り施設利用申請書に添付する。

※ 利用当日、申請済指導者の同席を確認する。

※ 指導者資格証は、次の団体が発行しているもののみ有効。発行団体及び資格名称を必ず確認する。

○社団法人全日本ダンス協会連合会

(アソシエイト・メンバー・ライセンスイト・フェローの資格名称)

○財団法人日本ボールルームダンス連盟

(地域指導員1級～5級の資格名称)

商業スポーツ施設インストラクター資格は無効

ダンス事業でご利用いただく皆様へ

大阪市中央公会堂をご利用いただき、ありがとうございます。

大阪市中央公会堂は、国の重要文化財でございます。

市民の皆様の貴重な財産を保存しながら皆様に活用していただくこととなりますので、ダンス事業でご利用の際には、次の事項に充分ご留意いただきますようご協力をお願いいたします。

記

1. ダンス指導者について

- 規模の大小に関わらず参加費等を徴収してダンス事業を開催される場合は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第1条、第2条」で定める指導者の指導が必要です。指導者の指導がない有料のダンス事業の開催は「風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律第2条第4項」により風俗営業とみなされますので、大阪市公会堂条例第5条第1号の規定により、開催することはできません。

2. 喫煙について

- 公会堂の館内及び敷地内での喫煙は、文化財保護法により禁じられています。
また、中之島地区内での喫煙は、大阪市路上喫煙の禁止に関する条例により禁じられています。

3. 飲食について

- 廊下・階段・踊り場・ロビーなど公共スペースでの飲食はできません。
- 持ち込まれた空き缶・空き瓶・弁当の空箱など、ゴミは必ず持ち帰ってください。

4. 表示物について

- 壁・窓・柱など館内の全ての場所に表示物を貼ることはできません。
- 必ず自立式スタンド（掲示板）などを用いてください。
なお、掲示板は事務室で貸出いたします。

5. 特別室の利用について

- 特別室は、ダンス事業での利用はできません。また、室内で飲食はできません。
- 机・椅子を室内で移動させる場合は、絶対に引きずらないようにしてください。

6. 駐車場について

- 公会堂には24時間コイン駐車場がありますが、1番車室は障がいのある方の優先場所です。
- 駐車料金の割引制度はありません。
- 路上や公会堂敷地内への駐車及び駐車場車室以外の駐車はご遠慮ください。
- 日曜・祝日の10時～16時まで公会堂周辺は車両通行禁止となります。

7. ヒールカバーの着用について

- 女性の方は必ずヒールカバーを着用ください。
- 未着用の方のダンス事業参加はできません。

8. その他

- 「他の部屋に著しく影響を及ぼす大音量」とみなされた場合は、当館の指示するレベルまで音量を下げいただきます。指示に従わない場合は、管理運営上、部屋の貸し出しを中止する場合があります。
- その他、ご利用に際しては、法令・公会堂利用規則などを遵守ください。